

建審第1343号
令和2年6月10日

大阪府環境審議会

会長 辰巳砂 昌弘 様

大阪府知事 吉村 洋文



建築物の環境配慮のあり方について（諮問）

標記について、貴審議会の意見を求める。

(説明)

地球温暖化を防止することは人類共通の課題であることから、気候変動に関する国際枠組みである「パリ協定」が、2015年12月に採択されました。

国においては、「地球温暖化対策計画」(2016年5月)を策定し、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で26%削減する中期目標を掲げています。そして、目標達成に向けては、住宅・建築物分野を含む「業務その他部門」と「家庭部門」からの二酸化炭素排出量を、それぞれ約40%削減する必要があるとしています。

また、社会資本整備審議会による「今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方について」の第二次答申(2019年1月)では、住宅・建築物分野のエネルギー消費量を約20%削減することが求められています。

このような状況を踏まえ、国は、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」(2015年7月制定)(以下「建築物省エネ法」という。)を2019年5月に改正(2021年4月に全面施行)し、実効性の高い総合的な対策を講じることとしています。

大阪府では、「大阪府地球温暖化対策実行計画(2015年3月策定)」(以下「実行計画」という。)に基づき、2020年度までを計画期間として地球温暖化対策を推進しています。さらに、「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」をめざすべき将来像に掲げ、2030年度までを計画期間とした対策について、昨年12月に貴審議会に諮問しています。

建築物の環境配慮に関しては、「大阪府温暖化の防止等に関する条例(2005年10月制定)」(以下「条例」という。)において、大規模建築物の新築・改築における省エネルギー基準の適合義務化(2015年施行)や対象範囲の拡大(2018年施行)などの改正を行い、取組みの推進を図ってまいりました。

つきましては、2019年5月の建築物省エネ法の改正を踏まえ、次期実行計画による住宅・建築物等の温暖化対策を進めるにあたり、条例における建築物の環境配慮のあり方について、貴審議会の意見を求めるものです。